

○石狩西部広域水道企業団最低制限価格運用要領

平成18年1月30日 企業長決裁

平成21年6月30日 一部改正

令和2年1月17日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、石狩西部広域水道企業団が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により工事又は委託業務の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費(二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。)をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費(現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。)をいう。
- (4) 一般管理費等 工事、設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
- (5) 直接人件費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 特別経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (7) 技術料等経費 設計等業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (8) 諸経費 設計等業務、地質調査業務及び測量業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (9) 直接経費 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (10) その他原価 設計等業務及び支障物件調査業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (11) 直接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
- (12) 間接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (13) 解析等調査業務費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
- (14) 直接測量費 測量業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (15) 測量調査費 測量業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。

(対象工事及び業務)

第3条 最低制限価格の対象となる工事及び委託業務の請負は、石狩西部広域水道企業団工事施行規程（平成4年石狩西部広域水道企業団企業管理規程第21号。以下「施行規程」という。）第2条に規定する工事等のうち、石狩西部広域水道企業団低入札価格調査要領（平成18年1月19日企業長決裁）の適用を受けない工事及び委託業務の請負とする。

（工事の最低制限価格の算定方法等）

第4条 工事の最低制限価格は、工事の予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「入札書比較価格」という。）に、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定めるアからエの額の合計を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「工事価格」という。）で除して得た割合（小数点第5位以下切捨て。以下「工事の最低制限価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、次に掲げる額の合計額を当該工事の工事価格で除して得た割合が10分の9.2を超える場合にあっては、当該工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種（以下「土木系工種」という。）の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額

(2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。

ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額

(3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合

ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合（小数点第4位まで）を工事の最低制限価格率とし、これを当該工事の入札書比較価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができ

る。

3 この要領を適用する工事の設計図書には、第1項の手續の参考とするため、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定める様式により、参考調書を添付するものとする。

(1) 第1項第1号に係る工事 別記様式1-1

(2) 第1項第2号に係る工事 別記様式1-2

(3) 第1項第3号に係る工事 別記様式1-3

4 この要領を工事に適用するときは、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

(業務の最低制限価格の算定方法等)

第5条 第3条に規定する委託業務（以下「業務」という。）の最低制限価格は、業務の入札書比較価格に、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号のアからエ（第4号にあってはアからウ）に定める額の合計を当該業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第5位以下切捨て。以下「業務の最低制限価格率」という。）を乗じたものとする。ただし、業務の最低制限価格率が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 建築設計等業務及び設備設計等業務。ただし、次号に掲げる設備設計等業務を除く。

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費に10分の7を乗じて得た額

(2) 土木設計等業務、橋梁設計等業務、並びに、次のアからエによる費目により予定価格を算出する設備設計等業務及び支障物件調査業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の5を乗じて得た額

(3) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費に10分の5を乗じて得た額

(4) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合（小数点第4位まで）を業務の最低制限価格率と

し、これを当該業務の入札書比較価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

3 この要領を適用する業務の設計図書には、第1項の手続の参考とするため、次の各号に掲げる工種等に応じて、当該各号に定める様式により、参考調書を添付するものとする。

- (1) 第1項第1号に係る業務区分 別記様式1-4
- (2) 第1項第2号に係る業務区分 別記様式1-5
- (3) 第1項第3号に係る業務区分 別記様式1-6
- (4) 第1項第4号に係る業務区分 別記様式1-7
- (5) 積算費目の異なる業務区分が含まれている業務 別記様式1-8

4 前条第4項の規定は、この要領を業務に適用する場合について準用する。

(予定価格調書への記載)

第6条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を工事等又は業務の予定価格で除して得た割合を、分母が100である分数として予定価格調書に記載するものとする。

(入札の執行)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者としめないものとする。この場合において、入札執行者は、入札に参加した者に対して、施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者としめない旨を告知するものとする。

2 前項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

3 第1項の場合で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。

(入札経過の報告)

第8条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、契約締結報告及び入札調書等に、当該入札をした者を失格とした旨を記載するものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

2 この要領は、平成18年4月1日以後に石狩西部広域水道企業団一般競争入札参加資格審査委員会または指名競争入札参加者指名選考委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

2 改正後の最低制限価格運用要領及び低入札価格調査要領の規定は、この要領の施行の日以後の入札に係る工事から適用し、同日前の入札に係る工事については、なお従前の

例による。

附 則

この要領は、令和2年1月17日から施行する。